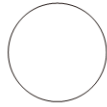


受 付 印



特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (年 月 日提出)

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

愛知県 長久手市長殿	①申請者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地		②個人番号 法人番号	
		氏名又は法人 の名称及び代 表者の氏名		電 話 番 号	() —
				担 当 者 氏 名	
				③特別徴収義務者指定番号	
④ 地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について 承認・取消 を申請します。					

承認を申請する場合

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額にかかる納入税額				
⑤ 申請の日前6か月間の給与の支払人員(当該事業所の総人員) ※カッコ内は臨時雇用者の人員を記入してください。	年 月	人 (人)	年 月	人 (人)	
	年 月	人 (人)	年 月	人 (人)	
	年 月	人 (人)	年 月	人 (人)	
⑥ (1)現に市税の滞納があり、また最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (2)申請日前1箇年以内に納期の特例についてその申請を取り消されたことがある場合には、その年月日					

取消を申請する場合

特例の適用が完了するまでの税額	年 月までの市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額にかかる納入税額
納期の特例を取り消す理由	1 納期の特例の必要がなくなったため 2 従業員が10名以上になったため 3 その他 【 】

※処理欄	処 理 区 分	承 認 却 下	却下の理由	備考
------	---------	---------	-------	----

申請についての注意事項

1 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に申請し、この承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与および退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、次に掲げる期限までに納入することになります。

特別徴収の期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に届けなければなりません。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

2 申請書の書き方

- (1) ①欄には、申請者が個人である場合にはその住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者名をそれぞれ記入してください。
- (2) ②欄には、特別徴収義務者が法人の場合は法人番号を、個人事業主の場合は、個人番号を記入してください。
- (3) ③欄には、本市より指定されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。
- (4) ④欄には、納期の特例の承認を申請する際には、「承認」に○を付け、「承認を申請する場合」以降の枠内を記入してください。取消を申請する際には、「取消」に○を付け、「取消を申請する場合」以降の枠内を記入してください。
- (5) ⑤欄には、申請の前6か月間の各月末の当該事業所の総人員を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、カッコ内に臨時雇用者の人員を記入してください。
- (6) ⑥欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- (7) ※印のついた枠内には記入しないでください。

◎注意 滞納や著しい遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。